

特定震災特例経営強化指導計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第2項)



(ダイジェスト版)

平成24年1月



1. 経営強化指導計画の策定にあたって

宮古信用金庫（以下「当信用金庫」という。）は、岩手県宮古市、釜石市、下閉伊郡全域および上閉伊郡大槌町を事業区域とする信用金庫として、地域に根ざした事業活動を展開するとともに、健全経営に徹してまいりました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により自ら被災するとともに、当信用金庫の取引先も甚大な被害を受け、現時点において、当信用金庫は、財務の状況等を確実に見通すことが困難な状況に陥っております。このため、当信用金庫では、今後も金融仲介機能を発揮し、地域の復旧・復興に向けて継続的に貢献していくためには、十分な経営体力が必要と判断し、信金中央金庫（以下「信金中金」という。）に対し資本支援を要請するにいたしました。

信金中金は、当信用金庫の取引先の被災状況を鑑み、当信用金庫が特定震災特例協同組織金融機関に該当するとの認識のもと、地域の復旧・復興に貢献し、地域金融の担い手としての役割を積極的に果たしていくため、金融機能強化法の特例措置を活用することにより、当信用金庫の財務基盤を強化することといたしました。

信金中金は、当信用金庫が策定した「特定震災特例経営強化計画」（以下「経営強化計画」という。）の円滑かつ確実な実施のため、「特定震災特例経営強化指導計画」（以下「経営強化指導計画」という。）を策定し、モニタリング等を通じて当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策の実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行うことにより、地域の復旧・復興に向けた当信用金庫の取組みを全面的に支援してまいります。

2. 経営指導方針および指導体制の整備

■ 経営指導方針

信金中金は、経営強化指導計画に基づき、当信用金庫が経営強化計画に掲げた各種施策の着実な実施に向けて、その実施状況をモニタリングするとともに、外部機関との連携を図りつつ、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

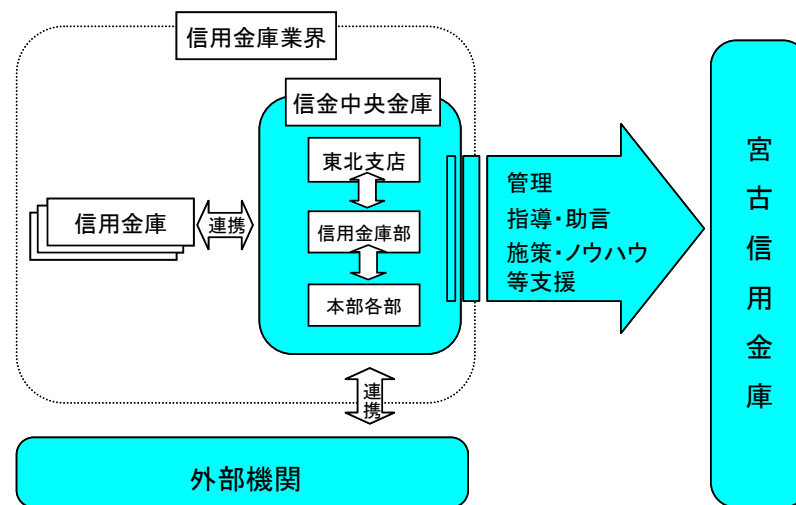
■ 指導体制の整備

信金中金は、所管部署である信用金庫部に管理・指導等に係る担当者を増員するとともに、当信用金庫との連携を強化するため、信金中金職員を出向派遣する等、指導体制の整備を図ってまいります。

加えて、外部機関との連携を図り、経営強化計画の実施に向けた支援に取り組んでまいります。

今後、信用金庫部を中心に本部各部および東北支店が一体となって、経営強化計画の実施状況および課題の把握に努めてまいります。

管理および指導・助言に係る体制



3. 当信用金庫の施策に対する指導・助言

信金中金は、当信用金庫が経営強化計画に掲げた以下の施策の円滑かつ確実な実施に向けて、モニタリングを通じ実施状況および課題を把握し、適時・適切に指導・助言を行ってまいります。

■ 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

- 相談機能の強化等に関する方策
 - 本部と営業店が連携した相談業務の強化
 - 仮設事務所における相談対応の実施
 - 本部への電話相談窓口の設置
- 新商品の提供や信用保証協会等の外部機関との連携強化に関する方策
 - 取引先の復興ステージに応じた融資商品の提供と既存商品の見直し
 - 信用保証協会の活用
- 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策
 - 信用保証協会、岩手県中小企業再生支援協議会等と連携した経営支援への取組み
 - 岩手産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構、復興支援ファンド「しんきんの絆」およびDDS等の活用検討
 - 外部機関との連携や信用金庫業界のネットワークを活用した取引先の販路開拓等の支援
 - 商工会議所等と連携した事業承継ニーズへの対応

■ 被災債権の管理および回収に関する方策

- 被災信用供与先への対応等に関する方策
 - 被災した取引先の融資に係る約定弁済の一時停止、条件変更等への適切な対応
 - 本部と営業店が連携した経営相談および経営改善に向けた取組み
- 二重ローン問題等への対応に向けた方策
 - 岩手県中小企業再生支援協議会と連携した事業再生計画の策定およびDDSの活用検討
 - 岩手産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構、復興支援ファンド「しんきんの絆」およびDDS等の活用検討
 - 個人版私的整理ガイドラインに基づく債務整理等への取組み
 - 上記の取組みに係る外部機関・専門家の活用

4. 経営指導のための施策

■ 経営強化計画の履行状況の管理

定期的な報告等に基づく各種施策の履行状況の把握と進捗管理ならびに課題に対する指導・助言

- 経営強化計画履行状況報告(3月末、9月末基準)
- 被災債権の管理および回収等に係る報告(6月末、12月末基準) 等

■ モニタリング

オフサイト・モニタリング

- 各種リスク管理状況に関するモニタリング
- 経営状況に関するモニタリング

オンサイト・モニタリング

- 経営強化計画の履行状況報告等に基づき、定期的に、または随時行うヒアリング
- 貸出金実地調査による債務者の実態把握、事業再生等の取組み状況の確認 等

■ 経営強化計画の実施に必要な措置

- 信金中金職員の出向派遣による連携強化
- 復興支援ファンド「しんきんの絆」等を活用した企業再生支援
- ビジネスフェア・個別商談会等の開催等を通じた販路拡大支援
- 人材育成への支援
- リスク管理態勢強化への支援
- 管理・指導等に係る担当者の増員 等

5. 協定銀行による信託受益権の買取りに係る事項

【買取りを求める額】

信託受益権 85億円

【算定根拠】

当信用金庫が現時点で把握している被災債権122億円のほか、調査未了となっている債権35億円について、保全状況も踏まえ、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても、東日本大震災からの復旧・復興需要に十分応えうる強固な財務基盤の構築を図るため、信金中金は100億円の優先出資を引き受け、信託受益権化したうえで、財源面の支援を受けるため預金保険機構に対し85億円の信託受益権の買取りを求めるものです。

買取りを求める額の算定にあたっては、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について(金融機能強化法ガイドライン)」に基づき、信託受益権の額のうち50億円以下の金額に10分の8を乗じて計算した金額と当該額のうち50億円を超える金額に10分の9を乗じて計算した金額との合計額としております。

【買取りを求める信託受益権の額および内容】

	項目	内容
1	信託	宮古信用金庫優先出資証券信託受益権
2	受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3	信託設定時元本	85億円
4	配当の方法	確定配当(非累積)
5	配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する「優先配当年率としての資金調達コスト」 (平成24年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) ただし、日本円TIBOR(12か月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
6	信託設定日	平成24年2月20日(予定)
7	受益権譲渡日	平成24年2月20日(予定)
8	信託予定期間	10年(延長可能)
9	議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存信託受益権元本の割合に応じた数とする。

6. 金融機能強化法を活用した資本参加スキーム

